重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護

（　介護保険　／　医療保険　）

（和歌山すみれ訪問看護ステーション）

令和８年６月１日改訂

重要事項説明書

サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護 （　介護保険　／　医療保険　）

◆事業者について

第１条（会社の概要）

代表者名	理事長　前田　章		
会社名	医療法人研医会　田辺中央病院		
本社所在地	和歌山県田辺市宝来町 24 番 1		
電話番号	0739-24-5333	FAX 番号	0739-23-1114

◆事業所について

第２条（事業所の概要）※キャンセル、苦情、要望等のご連絡先はこちらとなります。

事業所名	和歌山すみれ訪問看護ステーション
事業所所在地	和歌山市栗栖 6-18
電話番号	073-499-8496
FAX 番号	073-499-8495
指定年月日	令和２年４月１日
事業責任者	管理者　　中村　裕子
指定事業所番号 （介護保険指定）	3060191040

通常の事業地域	和歌山市
交通費について	通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費分を徴収する。 ⑴　事業所から片道 11ｋｍ未満　　無料 ⑵　事業所から片道 11ｋｍ以上　　１訪問 100 円

第３条（事業の目的・運営方針）

事業の目的	居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 和歌山すみれ訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。 (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健、医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

第４条（営業日および営業時間、サービス提供時間）

	月～金曜日	休業日	その他休日
営業時間 （窓口対応時間）	8：30～17：30	土曜日・日曜日 祝日	12/30～1/3
サービス提供時間	24時間対応可		

第５条（事業所の職種、員数及び職務内容）

(1) 管理者　　：看護師　１名以上（常勤職員・看護職員兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適正な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われているような必要な管理、及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関し、事業所の従業者に対し順守すべき指揮命令を行う。

(2) 看護師　　：３名以上（管理者を含みます）

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に当たる。

(3) 理学療法士：１名以上

(4) 作業療法士：１名以上

(5) 言語聴覚士：１名以上

(6) 事務員　　：１名以上

第６条（サービス内容）

1. 事業所は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画（以下、「ケアプラン」という）に基づいたサービス、または健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用し、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。
2. 主なサービス内容（ご自宅等へ看護師が訪問し、必要なケアや支援を行います）

■療養上のケア 身体の清拭、洗髪、 食事・排泄などの介助	■病状の確認 血圧・体温・脈拍や 身体の状態のチェック	■リハビリテーション 拘縮予防や機能の回復、 嚥下機能の訓練など
■　医療措置 指示医の指示に基づく措置 点滴、処置など	■医療機器の管理 在宅酸素・人工呼吸器 カテーテルなどの管理	≪その他≫ ■床ずれ（褥瘡）予防・処置 ■認知症ケア ■介護予防・・・など

3.サービス提供方法

① 利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づき、事業所が作成した訪問看護計画書等に沿って訪問看護を実施します。

② 利用希望者、家族、その担当の居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（以下、「居宅介護支援事業者等」といいます）から事業所に直接申し込みがあった場合は、事業所から主治医に指示書の交付を依頼します。

③ 利用者に主治医がいない場合、事業所から包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に主治医選定を依頼します。

3. 適用する保険制度（サービス開始・更新等の必要時、被保険者証の確認をさせて頂きます。）

介護保険	病状が安定期にあり、サービスが必要であると主治医が認めた要介護者・要支援者
医療保険	・40 歳未満の方 ・40 歳以上 65 歳未満の、要介護認定を受ける事が出来る 16 特定疾患以外の方 ・40 歳以上の 16 特定疾患、65 歳以上であっても、要介護・要支援者でない方 ・要介護者等であっても、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方 ・要介護者等であっても、特別訪問看護指示書が交付された場合（特別指示期間のみ）

第７条（キャンセル）

1. 利用者がサービスの利用をキャンセル・中止をする場合には、速やかに第２条に定める連絡先までご連絡ください。
2. 利用者のご都合でサービスを中止する場合には、できる限りサービス利用予定日の前営業日・全営業時間内までにご連絡ください。
3. キャンセル料

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までのご連絡の場合	不要
当日、訪問までのご連絡の場合	利用額自己負担分の１０％を請求します
訪問までご連絡がない場合	利用額自己負担分の１００％を請求します

※ただし、利用者の急な入院等の場合は、キャンセル料の請求はいたしません。

第8条（支払い方法）

事業所は、利用者負担金およびその他の費用を毎月月末締めとし、翌月 10 日以降に当月分の利用料金を請求します。お支払方法は、口座振替、現金集金、口座振込となります。利用者は翌月中にお支払いください。

第9条（連携について）

サービスの提供にあたり事業所は、居宅介護支援事業所及び保健医療サービス、福祉サービスを提供するものと密接な連携に勤めます。

第10条（訪問看護計画書等および訪問看護報告書等）

1. 事業所は、利用者・家族の希望、主治医の指示、心身の状態、ケアプランの内容等を踏まえて、療養上の目標及び目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書等を作成するものとします。
2. 事業所は、訪問看護計画書の作成にあたって、利用者・家族に対して内容について説明を行い、同意をいただくとともに、作成した訪問看護計画書等を利用者に交付するものとします。
3. 事業所は、作成・交付した訪問看護計画書等に沿った計画的なサービス提供を行うものとします。
4. 事業所は、提供した看護サービスの内容を記載した訪問看護報告書等を作成するものとします。
5. 事業所は、主治医に訪問看護計画書・報告書を提出し、主治医との密接な連携を図るものとします。
6. 事業所は、利用者・家族の要望等により訪問看護報告書等の変更・中止の必要がある場合、状況調査等を踏まえ協議し、医師や居宅介護支援事業者等の助言・指導等に基づいて訪問看護計画書等の変更・中止をするものとします。

第11条（サービス提供の記録等・保存）

1. 事業所はサービスを提供した際、あらかじめ定めたサービス提供記録書等に、提供したサービスの内容をおよび各種体制加算状況必要事項を記入します。
2. 事業所は、サービス提供記録書及び訪問看護計画書等、訪問看護報告書等、主治医指示書について、サービス提供日の日から5年間適切に保存し、利用者の求めにより開示し、実費相当の負担によりその写しを交付します。

第12条（連絡先の確認）

事業所はサービスを提供するにあたり、利用者・連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただき、また、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

第13条（事故発生時の対応）

1. 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、家族や主治医・居宅介護支援事業者等の医療・福祉・介護・行政機関に必要に応じた報告と連絡を行い、事故の状況・事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し再発防止策と講じます。
2. 事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 14 条（緊急時等における対応方法）

1. 緊急時等の対応方針として、緊急時は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。緊急時の連絡先は、第 2 条に定める事業所電話番号となります。
2. サービス提供時間中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行ないます。

第 15 条（虐待防止のための措置）

1. 事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えの基、虐待は決して行いません。身体拘束もやむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。
2. 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の 3 つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

 ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

 ②非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

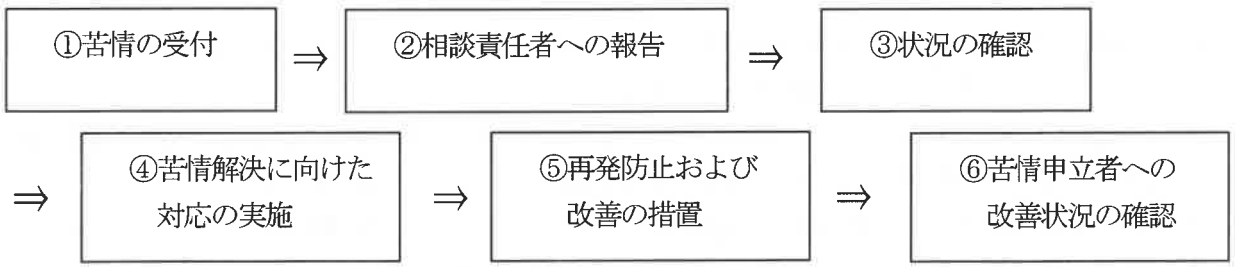
 ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

第 16 条（秘密保持）

1. 業務上知り得た利用者・家族に関する秘密および個人情報を、利用者または第三者の生命・身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らす事はありません。
2. あらかじめ文書により利用者・家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者等との連絡調整その他の必要な範囲内で、同意した物の個人情報を利用できるものとします。

第 17 条（相談窓口および苦情対応窓口）

1. サービスに関する相談、苦情および要望等（以下「苦情等」といいます）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については、真摯に受け止め、誠意をもって問題の解決に臨み、対応内容について記録および保存を行い、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。
2. 苦情対応の基本手順



3. 相談・苦情窓口

①事業所の苦情等の窓口および相談責任者は、第2条で定める連絡先となります。

また、受付時間は、第4条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。

②お客様相談窓口および公的機関による苦情相談窓口につきましては、下記のとおりとなります。

- お客様相談窓口

相談窓口	和歌山すみれ訪問看護ステーション		
電話番号	073-499-8496	FAX番号	073-499-8495
受付時間	月曜日～金曜日　8：30～17：30		
責任者	管理者　　中村　裕子		

- 公共機関による苦情相談窓口

＊和歌山県国民健康保険団体連合会			
所在地	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号　日赤会館		
電話番号	073-427-4662	FAX番号	073-427-4674
受付時間	9：00より17：00まで（平日）		

＊和歌山市役所　介護保険課			
所在地	和歌山県和歌山市七番丁23番地		
電話番号	073-435-1190	FAX番号	073-435-1296
受付時間	8：30より17：15まで（平日）		

第18条　第三者評価の有無

当事業所は第三者評価を受けておりません。

【　サービス利用料金の説明　】

【1】　サービス利用料金に関する事項

（1）サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。

（2）利用者負担金は、介護報酬・医療診療報酬・保険適用外サービスから保険給付を差し引いた金額となります。

（3）介護保険サービスに対する利用者負担金は、居宅介護支援事業者等が作成する、利用者の「サービス利用票」および「サービス利用票別表」によるものとします。

（4）介護保険・医療保険において、公費等で利用者負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率・負担率等を確認し、所定の利用者負担金を算出後、利用者に提示します。

（5）本契約の有効期間中、介護保険法・健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業所は、法令改正後速やかに利用者様に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知し同意を得ます。

（6）介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります。（その際には、ケアプランを作成する際に説明の上、利用者の同意を得ることになります）

（7）介護保険サービスに対する利用者負担金は、ケアプランを作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦利用者より介護報酬を全額お支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分の請求を

していただくことになります。

（8）利用者が介護保険料支払いに滞納がある場合、介護保険法により保険給付の支払い方法変更（償還払い・給付率変更）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦利用者が介護報酬を全額お支払いいただき、その後市区町村に対して保険給付分を請求して頂くことになります。詳細については居宅介護支援事業者等または担当者からご説明します。

（9）看護師等が利用者宅を訪問する際にかかる交通費については、原則無料となります。

（10）保険適用外のサービスは、保険適用サービスに併用して利用者の希望により提供したサービスを指します。その内容は、下記「【4】サービス利用料金について（保険適用外）」に規定する通りです。

【2】 サービス利用料金について（介護保険適用）

（1）介護報酬は、サービスや内容、加算ごとの規定単位数で、利用されたサービスの合計に地域単価（10.42円）を乗じた金額となります。

（2）利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額となります。

（3）早朝夜間（6：00～8：00、18：00～22：00）は25%、深夜（22：00～翌6：00）は50%の割増となります。

（4）R8年6月1日より介護職員処遇改善加算の新規算定に至って、ご請求額に変更が生じます。1か月の介護保険分の総単位数×地域単価（和歌山市は10.42）×加算率(1.8%)で算出される額の1割～3割が追加される負担額となります。負担割合は、各利用者様の介護保険の負担割合によって異なります。

● 表1. 介護保険適用（基本部分）

A. 保健師・看護師がサービスを行った場合

（指定訪問看護）

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
20分未満（注1）	314単位	3,271円	328円	655円	982円
30分未満	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

（指定介護予防訪問看護）

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
20分未満（注1）	303単位	3,157円	316円	632円	948円
30分未満	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

※注1　20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合に適用となります。

※　担当の看護職員が准看護師の場合のサービス料金は、上記Aの金額の90%となります。

B. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行った場合

（指定訪問看護）

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
1回につき（週6回限度）	294単位	3,063円	307円	613円	919円

※1日3回以上の場合は、各回が90/100の金額となります。

（指定介護予防訪問看護）

所要時間	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
1回につき（週6回限度）	284単位	2,959円	296円	592円	888円

※1日3回以上の場合は、各回が50/100の金額となります。

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、5単位/1回の減算となります。

※ 理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。

※ 表A、Bの金額は、1回あたりの料金の目安です。実際の利用者負担金は、利用されて単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

※ 事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、8単位/1回の減算となります。また、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、更に15単位/1回の減算となります。

表2. 介護保険適用（加算部分）

加算項目	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
(予防)訪問看護複数名訪問加算（30分未満）	254単位	2,646円	265円	530円	794円
(予防)訪問看護複数名訪問加算（30分以上）	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
(予防)訪問看護長時間訪問看護加算	300単位	3,126円	313円	626円	938円
(予防)訪問看護緊急時訪問看護加算Ⅰ1	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
(予防)訪問看護特別管理加算Ⅰ	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
(予防)訪問看護特別管理加算Ⅱ	250単位	2,605円	261円	521円	782円
(予防)訪問看護専門管理加算1	250単位	2,605円	261円	521円	782円
(予防)訪問看護初回加算Ⅰ（注2）	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
(予防)訪問看護初回加算Ⅱ（注3）	300単位	3,126円	313円	626円	938円
(予防)訪問看護退院時共同指導加算	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
訪問看護ターミナルケア加算（要介護のみ）	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円

※注2） 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院日に初回の指定訪問看護を行った場合に算定。

※注3） 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院日の翌日以降に指定訪問看護を行った場合に算定。

【3】　サービス利用料金について（医療保険適用）

（1）医療保険の指定訪問看護の費用は、訪問看護基本療養費および訪問看護管理療養費の額に、訪問看護情報提供療養費および訪問看護ターミナルケア療養費および訪問看護物価対応料を加えた額となります。

（2）特別訪問看護指示が出た場合等を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。

（3）利用者負担金（表３参照）は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金から利用者ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。

（4）１回の利用時間は、30 分以上１時間 30 分以下を標準とし、１時間 30 分を超えないものとします。ただし、後述「長時間訪問看護加算」に該当する場合を除きます。

（5）訪問看護基本療養費

①訪問看護基本療養費Ⅱは、同日に同一建物（高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、マンションなどの同一の建物）に居住する複数の利用者に訪問看護を行った場合に算定します。同日に 3 人以上訪問となる場合は、訪問人数に応じて段階的に変化し、表３の料金となります。

②訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合、入院中 1 回（下記③<厚生労働大臣が定める疾病等>、後述「2. 訪問看護管理療養費」③④の特別管理加算の要件のいずれかに該当する利用者様の場合は２回）を限度として算定します。

③訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱは、下記<厚生労働大臣の定める疾病等>、後述「2. 訪問看護管理療養費」③④の特別管理加算の要件、のいずれかに該当する利用者について週４日以上の算定が出来ます。

☆ <厚生労働大臣の定める疾病等>
①末期の悪性腫瘍　②多発性硬化症　③重症筋無力症　④スモン　⑤筋萎縮性側索硬化症
⑥脊髄小脳変性症　⑦ハンチントン病　⑧進行性筋ジストロフィー症　⑨プリオン病
⑩亜急性硬化性全脳炎　⑪ライムゾーム病　⑫副腎白質ジストロフィー
⑬脊髄性筋委縮症　⑭球脊髄性筋萎縮症　⑮慢性炎症性脱髄性多発神経炎
⑯後天性免疫不全症候群　⑰頸髄損傷　⑱人工呼吸器を使用している状態慢
⑲多系統委縮症　⑳パーキンソン病関連疾患

④特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。１月につき １ 回（気管カニューレを使用している状態にあるもの・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者の場合は 2 回）の指示で、１回の指示につき 14 日間まで訪問できます。

（6）訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費は、サービスを提供にあたり、安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画及び訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続した場合に、訪問ごとに算定します。

（7）訪問看護物価対応料

R8 年度及び R9 年度の物価上昇に対応するため、訪問看護管理療養費及び包括型訪問看護療養費の算定に併せて算定します。訪問看護物価対応料は１と２があり、訪問看護物価対応料１は、訪問看護管理療養費を算定している利用者、訪問看護物価対応料２は、包括型訪問看護療養費を算定している利用者に対して算定します。なお R9 年６月以降は、所定額の 200%に相当する額を算定します。

（8）訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ

訪問看護ベースアップ評価料は、訪問看護ステーションの人材確保や確実な賃上げの実施のために算定します。訪問看護ベースアップ評価料Ⅰは表３に詳細を提載しています。

なおベースアップ評価料はR9年6月以降、算定額の増加が予定されております。

（9）訪問看護遠隔診療補助料

訪問看護遠隔診療補助料は、保険医療機関の医師が情報通信機器を用いた診療を行う際、在宅で療養され通院が困難な利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師が同席し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合、月に１回に限り算定します。

（１０）看護師等遠隔診療検査実施料

看護師同伴の元、利用者様に対して情報通信機器を用いた診療を行った際、生体検査や検体採取を実施した場合に看護師等遠隔診療検査実施料を算定します。

（１１）看護師等遠隔診療検査実施料

看護師同伴の元、利用者様に対して情報通信機器を用いた診療を行った際、点滴などの注射行為を実施した場合は、看護師等遠隔診療注射実施料を算定します。

（１２）看護師等遠隔診療処置実施料

看護師同伴の元、利用者様に対して情報通信機器を用いた診療を行った際、創傷処置や穿刺、導尿などといった処置行為を実施した場合は、看護師等遠隔診療処置実施料を算定します。

● 表３．医療保険適用（利用者負担金）　　★は、利用者様の同意により加算の対象となります。

サービス種別				金額	利用者負担金		
					1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	保健師、助産師、看護師による場合	週３日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週４日以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週３日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週４日以降		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	准看護師による場合	週３日まで		5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週４日以降		6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費Ⅱ	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	同日に２人	週３日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週４日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同日に３人以上９人以下	週３日まで	2,780円	278円	556円	834円
			週４日以降	3,280円	328円	656円	984円
		同日に10人以上19人以下	月20日まで	2,760円	276円	552円	828円
			月21日以降	2,660円	266円	532円	798円
		同日に20人以上49人以下	月20日まで	2,710円	271円	542円	813円
			月21日以降	2,610円	261円	522円	783円
		同日に50人以上	月20日まで	2,610円	261円	522円	783円
			月21日以降	2,510円	251円	502円	753円
	准看護師	同日に２人	週３日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			週４日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		同日に３人以上９人以下	週３日まで	2,530円	253円	506円	759円
			週４日以降	3,030円	303円	606円	909円
		同日に10人以上19人以下	月20日まで	2,520円	252円	504円	756円
			月21日以降	2,420円	242円	484円	726円
		同日に20人以上49人以下	月20日まで	2,470円	247円	494円	741円
			月21日以降	2,370円	237円	474円	711円
		同日に50人以上	月20日まで	2,370円	237円	474円	711円
			月21日以降	2,270円	227円	454円	681円

訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ 【悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケアおよび人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合】				12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
訪問看護基本療養費Ⅲ		入院中の一時外泊		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
包括型訪問看護療養費	単一建物居住利用者が 20 人未満の場合	30 分以上 60 分未満		7,010 円	701 円	1,402 円	2,103 円
		60 分以上 90 分未満		11,010 円	1,101 円	2,202 円	3,303 円
		90 分以上		14,010 円	1,401 円	2,802 円	4,203 円
		90 分以上 （別に厚生労働大臣が定める場合）		15,510 円	1,551 円	3,102 円	4,653 円
	20 人以上 50 人未満	30 分以上 60 分未満		6,310 円	631 円	1,262 円	1,893 円
		60 分以上 90 分未満		9,910 円	991 円	1,982 円	2,973 円
		90 分以上		13,730 円	1,373 円	2,746 円	4,119 円
		90 分以上 （別に厚生労働大臣が定める場合）		15,200 円	1,520 円	3,040 円	4,560 円
	50 人以上	30 分以上 60 分未満		5,960 円	596 円	1,192 円	1,788 円
		60 分以上 90 分未満		9,360 円	936 円	1,872 円	2,808 円
		90 分以上		13,450 円	1,345 円	2,690 円	4,035 円
		90 分以上 （別に厚生労働大臣が定める場合）		14,890 円	1,489 円	2,978 円	4,467 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	保健師、助産師、看護師による場合	30 分未満	週 3 日まで	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
			週 4 日以降	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
		30 分以上	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師による場合	30 分未満	週 3 日まで	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
			週 4 日以降	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
		30 分以上	週 3 日まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
			週 4 日以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	保健師、助産師、看護師による場合	同一日に2人	30分未満	週3日まで	4,250円	425円	850円	1,275円
				週4日以降	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			30分以上	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
				週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		3人以上9人以下	30分未満	週3日まで	2,130円	213円	426円	639円
				週4日以降	2,550円	255円	510円	765円
			30分以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
				週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
		10人以上19人以下	30分以上	月20日まで	2,760円	276円	552円	828円
			30分未満	月20日まで	2,110円	211円	422円	633円
			30分以上	月21日以降	2,660円	266円	532円	798円
			30分未満	月21日以降	2,010円	201円	402円	603円
		20人以上49人以下	30分以上	月20日まで	2,710円	271円	542円	813円
			30分未満	月20日まで	2,070円	207円	414円	621円
			30分以上	月21日以降	2,610円	261円	522円	783円
			30分未満	月21日以降	1,970円	197円	394円	591円
		50人以上	30分以上	月20日まで	2,610円	261円	522円	783円
			30分未満	月20日まで	1,990円	199円	398円	597円
			30分以上	月21日以降	2,510円	251円	502円	753円
			30分未満	月21日以降	1,890円	189円	378円	567円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	准看護師による場合	同一日に2人	30分未満	週3日まで	3,870円	387円	774円	1,161円
				週4日以降	4,720円	472円	944円	1,416円
			30分以上	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
				週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		3人以上9人以下	30分未満	週3日まで	1,940円	194円	388円	582円
				週4日以降	2,360円	236円	472円	708円
			30分以上	週3日まで	2,530円	253円	506円	759円
				週4日以降	3,030円	303円	606円	909円
		10人以上19人以下	30分以上	月20日まで	2,520円	252円	504円	756円
			30分未満	月20日まで	1,930円	193円	386円	579円
			30分以上	月21日以降	2,420円	242円	484円	726円
			30分未満	月21日以降	1,830円	183円	366円	549円
		20人以上49人以下	30分以上	月20日まで	2,470円	247円	494円	741円
			30分未満	月20日まで	1,890円	189円	378円	567円
			30分以上	月21日以降	2,370円	237円	474円	711円
			30分未満	月21日以降	1,790円	179円	358円	537円
		50人以上	30分以上	月20日まで	2,370円	237円	474円	711円
			30分未満	月20日まで	1,810円	181円	362円	543円
			30分以上	月21日以降	2,270円	227円	454円	681円
			30分未満	月21日以降	1,710円	171円	342円	513円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ			入院中の一時外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円

訪問看護管理療養費	月の初日			7,710円	771円	1,542円	2,313円
	2日目以降の訪問の場合（1日につき）	同一建物内利用者が20人未満		3,010円	301円	602円	903円
		20人以上50人未満	月15日まで	2,510円	251円	502円	753円
			月16日以降24日まで	2,310円	231円	462円	693円
			月25日以降	2,210円	221円	442円	663円
		50人以上	月15日まで	2,410円	241円	482円	723円
			月16日以降24日まで	2,210円	221円	442円	663円
			月25日以降	2,010円	201円	402円	603円
★24時間対応体制加算（月1回）			イ	6,800円	680円	1,360円	2,040円
			ロ	6,520円	652円	1,304円	1,956円
★特別管理加算（月1回）				2,500円	250円	500円	750円
★特別管理加算（重症）（月1回）				5,000円	500円	1,000円	1,500円
夜間・早朝訪問看護加算	同一建物内利用者が1人又は2人			2,100円	210円	420円	630円
	3人以上9人以下		月15日まで	2,100円	210円	420円	630円
			月16日以降	1,900円	190円	380円	570円
	10人以上19人以下		月15日まで	1,800円	180円	360円	540円
			月16日以降	1,300円	130円	260円	390円
	20人以上49人以下		月15日まで	1,200円	120円	240円	360円
			月16日以降	950円	95円	190円	285円
	50人以上		月15日まで	1,000円	100円	200円	300円
			月16日以降	800円	80円	160円	240円
深夜訪問看護加算	同一建物内利用者が1人又は2人			4,200円	420円	840円	1,260円
	3人以上9人以下		月15日まで	4,200円	420円	840円	1,260円
			月16日以降	4,000円	400円	800円	1,200円
	10人以上19人以下		月15日まで	3,900円	390円	780円	1,170円
			月16日以降	2,300円	230円	460円	690円
	20人以上49人以下		月15日まで	2,100円	210円	420円	630円
			月16日以降	1,500円	150円	300円	450円
	50人以上		月15日まで	1,800円	180円	360円	540円
			月16日以降	1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算（週1日に限り）				5,200円	520円	1,040円	1,560円
★緊急訪問看護加算（1日につき）			月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
			月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円

★複数名訪問看護加算	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		同一建物内１人又は２人		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			３人以上９人以下		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
			10 人以上 19 人以下		3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
			20 人以上 49 人以下		3,000 円	300 円	600 円	900 円
			50 人以上		2,700 円	270 円	540 円	810 円
	准看護師		同一建物内１人又は２人		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
			３人以上９人以下		3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
			10 人以上 19 人以下		2,800 円	280 円	560 円	840 円
			20 人以上 49 人以下		2,500 円	250 円	500 円	750 円
			50 人以上		2,200 円	220 円	440 円	660 円
	看護補助者による場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く）【週３回まで】		同一建物内１人又は２人		3,000 円	300 円	600 円	900 円
			３人以上９人以下		2,700 円	270 円	540 円	810 円
			10 人以上 19 人以下		2,100 円	210 円	420 円	630 円
			20 人以上 49 人以下		1,900 円	190 円	380 円	570 円
			50 人以上		1,600 円	160 円	320 円	480 円
	看護補助者による場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）	１回／１日	同一建物内１人又は２人		3,000 円	300 円	600 円	900 円
			３人以上９人以下		2,700 円	270 円	540 円	810 円
			10 人以上 19 人以下		2,100 円	210 円	420 円	630 円
			20 人以上 49 人以下		1,900 円	190 円	380 円	570 円
			50 人以上		1,600 円	160 円	320 円	480 円
		２回／１日	同一建物内１人又は２人		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			３人以上９人以下		5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
			10 人以上 19 人以下		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
			20 人以上 49 人以下		3,450 円	345 円	690 円	1,035 円
			50 人以上		3,300 円	330 円	660 円	990 円
		３回以上／１日	同一建物内１人又は２人		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
			３人以上９人以下		9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
			10 人以上 19 人以下		5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円
			20 人以上 49 人以下		4,800 円	480 円	960 円	1,440 円
			50 人以上		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問看護加算		１日２回	同一建物内１人又は２人		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			３人以上９人以下		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
			10 人以上 19 人以下		3,700 円	370 円	740 円	1,110 円
			20 人以上 49 人以下		3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
			50 人以上		3,300 円	330 円	660 円	990 円
		１日３回以上	同一建物内１人又は２人		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
			３人以上９人以下	月 20 日まで	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
				月 21 日以降	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円
			10人以上19人以下	月 20 日まで	6,300 円	630 円	1,260 円	1,890 円
				月 21 日以降	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
			20人以上49人以下	月 20 日まで	4,800 円	480 円	960 円	1,440 円
				月 21 日以降	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
			50人以上	月 20 日まで	4,100 円	410 円	820 円	1,230 円
				月 21 日以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円

★複数名精神科訪問看護加算	看護師等と同時に訪問する場合	1日に1回	同一建物内1人又は2人		4,500円	450円	900円	1,350円
			3人以上9人以下		4,000円	400円	800円	1,200円
			10人以上19人以下		3,400円	340円	680円	1,020円
			20人以上49人以下		3,000円	300円	600円	900円
			50人以上		2,700円	270円	540円	810円
		1日に2回	同一建物内1人又は2人		9,000円	900円	1,800円	2,700円
			3人以上9人以下		8,100円	810円	1,620円	2,430円
			10人以上19人以下		6,880円	688円	1,376円	2,064円
			20人以上49人以下		6,070円	607円	1,214円	1,821円
			50人以上		5,460円	546円	1,092円	1,638円
		1日に3回以上	同一建物内1人又は2人		14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			3人以上9人以下		13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
			10人以上19人以下		11,050円	1,105円	2,210円	3,315円
			20人以上49人以下		9,750円	975円	1,950円	2,925円
			50人以上		8,770円	877円	1,754円	2,631円
	准看護師等と同時に訪問する場合	1日に1回	同一建物内1人又は2人		3,800円	380円	760円	1,140円
			3人以上9人以下		3,400円	340円	680円	1,020円
			10人以上19人以下		2,800円	280円	560円	840円
			20人以上49人以下		2,500円	250円	500円	750円
			50人以上		2,200円	220円	440円	660円
		1日に2回	同一建物内1人又は2人		7,600円	760円	1,520円	2,280円
			3人以上9人以下		6,800円	680円	1,360円	2,040円
			10人以上19人以下		5,600円	560円	1,120円	1,680円
			20人以上49人以下		5,000円	500円	1,000円	1,500円
			50人以上		4,400円	440円	880円	1,320円
		1日に3回以上	同一建物内1人又は2人		12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			3人以上9人以下		11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
			10人以上19人以下		9,220円	922円	1,844円	2,766円
			20人以上49人以下		8,230円	823円	1,646円	2,469円
			50人以上		7,240円	724円	1,448円	2,172円
精神科複数回訪問加算	1日2回		同一建物内1人又は2人		4,500円	450円	900円	1,350円
			3人以上9人以下		4,000円	400円	800円	1,200円
			10人以上19人以下		3,700円	370円	740円	1,110円
			20人以上49人以下		3,500円	350円	700円	1,050円
			50人以上		3,300円	330円	660円	990円
	1日3回以上		同一建物内1人又は2人		8,000円	800円	1,600円	2,400円
			3人以上9人以下	月20日まで	7,200円	720円	1,440円	2,160円
				月21日以降	6,900円	690円	1,380円	2,070円
			10人以上19人以下	月20日まで	6,300円	630円	1,260円	1,890円
				月21日以降	5,200円	520円	1,040円	1,560円
			20人以上49人以下	月20日まで	4,800円	480円	960円	1,440円
				月21日以降	3,500円	350円	700円	1,050円
			50人以上	月20日まで	4,100円	410円	820円	1,230円
				月21日以降	3,000円	300円	600円	900円

退院時共同指導加算（1月につき）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（退院日）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400円	840円	1680円	2,520円
在宅患者連携指導加算（月1回）		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回まで）		2,000円	200円	400円	600円
★訪問看護情報提供療養費1（月1回） （市町村等又は指定特定相談支援事業所からの求めに応じて情報を提供した場合）		1,500円	150円	300円	450円
★訪問看護情報提供療養費2（月1回） （保育所又は学校教育法に規定する学校（大学を除く）等からの求めに応じて情報を提供した場合）		1,500円	150円	300円	450円
★訪問看護情報提供療養費3（月1回） （保険医療機関に入院又は入所する利用者の情報を提供した場合）		1,500円	150円	300円	450円
★訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
★訪問看護ターミナルケア療養費2 ※看取り介護加算を算定している場合に限る		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護物価対応料1 (訪問日毎に算定)	月の初日の訪問の場合	60円	6円	12円	18円
	月の2日目以降の訪問の場合	20円	2円	4円	6円
訪問看護物価対応料2 (訪問日毎に算定)		20円	2円	4円	6円
訪問看護遠隔診療補助料		2,650円	265円	530円	795円
訪問看護遠隔診療検査実施料	検査が1種類	1,000円	100円	200円	300円
	検査が2種類以上	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護遠隔診療処置実施料	処置が1種類	1,000円	100円	200円	300円
	処置が2種類以上	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護遠隔診療注射実施料		1,000円	100円	200円	300円
訪問看護ベースアップ評価料（I）	R8.6～R9.5 新たに賃上げを行う訪看ST	1,050円	105円	210円	315円
	R9.6～ 継続的に賃上げ実施訪看ST	2,880円	288円	576円	864円

【4】　サービス利用料金について（保険適用の加算部分の詳細）

A. 利用ごとの加算

加算項目	加算の条件・内容等		介護保険	医療保険
難病等複数回訪問加算 精神科複数回訪問加算	1日複数回のサービスを提供した場合		-	毎回
緊急訪問看護加算	利用者等の求めに応じ緊急に訪問した場合		-	毎回
複数名訪問看護加算	1度の訪問に看護師等が複数名必要な場合	別に厚生労働大臣が定める場合	毎回	毎回
		上記以外		週1～3回
複数名精神科訪問看護加算	1度の訪問に看護師等が複数名必要な場合		-	毎回
長時間訪問看護加算	1時間30分以上のサービスが必要な場合		毎回	週1回
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	所定(8～18時)以外の時間帯に訪問した場合		毎回	毎回

B.契約月ごとの加算

加算項目	加算の条件・内容等	介護保険	医療保険
(介)緊急時訪問看護加算 (医)24時間対応体制加算	利用者に対して24時間連絡体制をとり、必要に応じ緊急訪問が行える体制をとっている場合	月1回	月1回
特別管理加算	下記＜厚生労働大臣が定める状態＞にある利用者に対して、計画的な管理を行った場合	月1回	月1回

＜厚生労働大臣が定める状態＞

イ．在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

ロ．在宅指導管理（自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者、難治性皮膚疾患）を受けている状態

ハ．人工肛門又は人口膀胱を設置している状態

ニ．真皮を越える褥瘡の状態

ホ．点滴注射が週3日以上必要は状態。（医療は、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を受けている状態）

C. その他の加算

加算項目	加算の条件・内容等	介護保険	医療保険
初回加算	新規(2か月間利用がなかった場合を含む)に訪問看護計画書を作成し、サービスを提供した場合	1回	-
退院時共同指導加算	病院から退院・退所する利用者に対し、病院等の職員と共同で在宅療養上必要な指導後、サービス提供した場合	1回	原則1回
退院支援指導加算	病院等からの退院日に、在宅療養上の指導を行った場合	-	1回
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で月2回以上の情報交換を行い、その情報を踏まえ利用者等へ指導を行った場合	-	月1回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の急変や診療方針変更等に伴い、医療従業者との共同カンファレンス・指導を行った場合	-	～月2回
ターミナルケア加算（療養費）	利用者が亡くなられた日と前14日以内に2日以上のサービスを提供した場合	1回	1回
訪問看護医療情報連携加算	病院等の関係職種がICTで記録した利用者の情報を指定訪問看護の実施に活用し、計画的管理を行った場合	-	月1回
乳幼児加算	6歳未満の利用者に対して訪問看護を提供した場合		日1回

【5】サービス利用料金について（保険適用外）

- 表4. 保険適用外のサービス

(項目)	料金（課税）
死後の処置	20,000円
おむつ代	実費相当分

【理学療法士、作業療法士、言語療法士による訪問看護について】

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問します。

令和　　年　　月　　日

※ご利用者様、又はご家族様がご記入ください。

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、サービス提供の開始に同意した上で、重要事項説明書の交付を受けました。

＜利用者＞

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜家族の代表者等＞（家族以外の利用者代理人および署名代行の場合も含みます）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（続柄　　）

＜事業者＞

事業者名 ＿＿＿医療法人研医会　田辺中央病院＿＿＿

住　　所 ＿＿＿和歌山県田辺市宝来町２４番１＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿前田　章＿＿＿＿＿＿印

＜事業所＞

事業所名 ＿＿＿和歌山すみれ訪問看護ステーション＿＿＿

住　　所 ＿＿＿和歌山県和歌山市栗栖6-18＿＿＿